



事業計画 並びに 事業報告通信

5月号 ホームページ <https://kitasan.official.jp/>

回覧

ホームページで各種行事の閲覧・提出用紙の一部のダウンロードが出来ます

スマホ、パソコンをお持ちの方は、ご活用下さい。

※なお、ホームページへは、このQRコードを用いるか、アドレスをUR入力欄に入れます。Google等の検索欄で「きたさんステーション」といれても開けませんのでご注意。

なお、デジタル回覧板の方で、先月の回覧しか出てこない場合は、携帯電話を再起動して下さい。



会長あいさつ

すがすがしい風が吹き気持ち良い季節になってきましたね。皆様いかがお過ごしでしょうか。4月26日（日）の第56回定期総会には、多くの会員の皆様に、ご出席を頂き、滞りなく総会が終了いたしました。本当にありがとうございました。

総会でもお話ししたのですが、今年度札幌市から申請額の半分の補助金をいただけることが決まり、会館外壁塗装工事をすることにいたしました。増改築から10年が経ち、もうそろそろ塗装工事をと考えると、昨年度に補助金申請してしまして、本年度に補助金が付くことが決まったものです。アメリカ・イラン紛争でペンキの入荷が滞っていると聞いていますので、工事期はペンキの入荷次第となりそうです。決まりましたら、回覧、掲示板、ホームページにてお知らせいたしますので、その時はご迷惑をおかけすることがあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

いよいよ新年度が始まります。5月9日には新班長さんによる拡大役員会が、5月24日（日）には今年で5年目になります北ノ沢山手線の歩道の草刈りがあります。毎回の行事執行には皆様のご協力をいただいていますこと、いつも感謝しております。

今年度も町内会活動に、ご理解とご協力をお願いいたします。

北ノ沢第三町内会会長 鎌田光子

重要連絡 ~必ず閲覧願います~

1. 総会について（総務部より）

委任状 825名、当日出席者54名 計 879名 > 1/3×1008 (336名)

議長5班A西田暘二様により総会が開催され、第1号議案から第7号議案までの全ての議案が賛成多数で、可決いたしました。

委任状の提出において、各班の班長様、会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。当日も各班の班長様はじめ、多くの会員の皆様にご出席いただき感謝いたします。

本年度の事業に何卒ご協力くださいますよう、宜しくお願いいたします。

なお、可決いたしました「2026年度からの会則」を添付しています。

ご確認よろしくお願いたします。

※ 「こんな時はここに連絡」は、各会員1枚お取りください

2. 町内会費の納入について（会計部より）

5月の拡大役員会以降から各班長様の計画で、会費等を納めていただくこととなります。何卒ご協力を宜しくお願いいたします。

3. 新生児のお祝い金や香典について（福祉部より）

(1) 新生児のお祝い金について

4月の回覧で調査いたしました新生児のお祝い金について、該当のご家庭には後日お祝い金をお届けいたします。

(2) お香典について

町内会からのお香典は、ご逝去から1年以内の報告に対してお届け致します。一緒に住まわれているご家族のご逝去の際には、すみやかに班長様にお伝えくださいますようお願いいたします。

4. 北ノ沢山手線 春の草刈りについて（環境整備部・総務部）

★ボランティア大募集★ 是非ご協力をおねがいします！！

北ノ沢山手線の歩道をきれいに、雑草が生えずらい、気持ちよく散歩、歩行のできる歩道にしましょう！

ボランティアに参加していただける方のお名前を5月の回覧で集め、集計していきますが、集計後であっても参加できる状況であればご参加ください。

札幌市の「アルカサル」にも登録する予定です。ポイントつきます。

(1) 日時：5月24日（日）7：15～9：30程度

(2) 申込された方

詳細は資料を添付しています。服装や持ち物などを記載しておりますので、改めてご確認をお願い致します！

(3) 追加申込希望

① 当日会場へ（できるだけ、事前に総務部へ連絡ください。）

② メールによる個人受付⇒ kita3iine@gmail.com

申込用紙はHPからダウンロード出来ます

※ アドレスの間違いないようにお願いします。

③ 電話連絡（総務部） ⇒ 080-5213-5638

5. 防災資機材の点検について（防犯防火部）

(1) 日時：2025年6月27日（土）10：00～12：00

(2) 服装：動きやすい服装

(3) 内容：北ノ沢第三町内会保有の防災資機材の確認と点検

町内会にどのような資機材がどこに保管されているか、会員の皆様で共に、確認整備していきましょう。※ 申込書添付しています。

※ 班長様は6月の拡大役員会で申込書の提出をお願いします

6. がん検診について（女性部）

(1) 2026年度の胃がん・大腸がん・肺がん検診について

過日5月のがん検診のおしらせをしましたが、本年度は、下記の日程と会場でがん検診が新たに下記の日程と会場で実施されることになりました。

ご希望の方は申込みをお願いします。

(1) 実施日時：2026年6月19日（金）9：00～10：00 予約必要

(2) 場 所：※藻岩北会館

(3) 注意事項

- ・申込みをされた方には、後日キットを渡します
- ・各班長は6月2日（水）の拡大役員会に申込用紙を持ってきてください。

(4) 5月実施のがん検診について

2026年5月22日（水）午後 または29日（金）午前

これについては、4月27日まで個人での申し込みでした。（町内会受付 無）

バスについて

バスを希望している場合は忘れずに、バス停に集合してください

※ 町内会から引率者などはありませんのでご注意ください

バス時間：

集合場所	5月22日	5月29日
① 道路管理事務所 バス停	12：25	7：45
② 北ノ沢2丁目 バス停横	12：26	7：46

※問診表など、お申込みの方には、検診日の約1週間前に、対がん協会より

問診票が送付されます。※がん協会へのお問い合わせ 011-748-5522

7. 北ノ沢子ども会への入会について（青少年育成部）

北ノ沢子ども会とは：北ノ沢第三町内会のお子様を対象とし、季節の行事をはじめ様々な経験を通して子供たちが成長できるよう活動しています。高校年齢程度迄のお子様が入会可能。費用は助成金で成り立っています！

2026年度の子ども会の入会申込みを開始します。

子ども会は高校生（もしくは高校相当までの年齢）までのお子さんと、子どもたちを支える育成者（保護者）の会です。別紙で入会案内のお便り一式をつけています。

【 既存会員様 】

- ① 小学校経由（または直接自宅宛て）でお便りを届けます
- ② 申し込みは1年に1回必要です（自動更新ではありません）

※ 申し込みしないと退会扱になりますのでお気を付けください！

【 新規入会希望 】

- ① QRコードより申し込みをお願いします（別紙参照）

※ 新1年生にも小学校経由（または自宅）でお便りをお届けします！

皆様の入会をお待ちしております(*^_^*)

8. 資源回収について（衛生部）

(1) 4月の資源回収金は48,334円でした

今月の資源回収は、5月16日（土）となります。

資源回収でお困りの方は、衛生部 野口まで（050-7118-8588）

(2) 春の町内清掃に協力いただきありがとうございました。

今回の町内清掃活動では100kgのごみの収集がございました。

9. ハツラツ・介護予防体操会について（体育部）

無料参加！外部講師です。フレイル予防とともに健康維持を目指しましょう！

(1) 日時および場所

日時：5月27日（水）午後1：45～3：15 会場：北ノ沢第三町内会館

※モルック交流会の年間計画表添付しました。5月はありません。

10. きたのさわプレーパークより

5月17日（日）～8月8日（土）までのプレーパーク計画を添付しています。

みんなで北ノ沢公園に行きましょう！遊びましょう！

報告事項

1. 防犯防火部からの報告

(1) 防犯防火旗の交換：4月初旬

4か所のバス停留所と会館前 計5か所の旗を交換しました

(2) 新学期児童通学見守り活動を下記の日程で実施しました

4月8日（水）～10日（金）7：45～8：15

PTA、スクールガードとの共同活動です。

(3) 春の交通安全街頭啓発に下記の日程で参加しました

4月9日（木）10：30～

札幌市南区・札幌南警察署・藻岩町内会連合会事業に役員4～5名程度

(4) 特殊詐欺被害防止啓発活動に下記日程で参加しました

4月15日（水）10：30～11：00（イオン札幌藻岩店）

札幌南警察署より、各町内会に啓発活動の支援要請があり参加しました。

(5) 春の火災予防運動のご案内文書を添付しました。

4月20日（月）～4月30日（木）は、春の火災予防運動の期間でした。

風が強い日が続いています。この週間に限らず火災には十分気を付けましょう

班長ブロック長様へ

1. 次回の拡大役員会

6月3日（水）19：00～ 初めての夕方の開催となります

総務部 TEL ; 080-5213-5638 Mail: kita3iine@gmail.com

◆ 次回拡大役員会迄の提出物

- ① がん検診申込書
- ② 防災資機材点検申込書
- ③ 毎月の会員数報告用紙

※ 欠席が事前に分かっている場合、総務への連絡をお忘れなく。

提出物は、会議時間までに会館入り口の各班のキャビネットへ!

(キャビネットを新しいものに交換しました)

2. 今月のブロック長会議

5月17日（日）午前10：00～

やむを得ず欠席される場合は、事前に下記まで、連絡をお願いします。

総務部 TEL ; 080-5213-5638 Mail: kita3iine@gmail.com

会 則

令和 8 年 4 月 26 日改正

(名 称)

第 1 条 本会は、北ノ沢第三町内会と称し、事務所を北ノ沢第三町内会館に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員が相互の融和と親睦をはかり住みよい環境をつくり、地域の発展と住民の福祉の増進することを目的とする。

(会 員)

第 3 条 本会は、北ノ沢第三町内会地域に居住する者を会員として組織する。

2 当地域に居住する個人は、すべて正会員（世帯単位）として本会に入会することができる。

3 2 以外の者で当地域に土地（空き地）・建物（空家、借地・借家を含む）がある者は、賛助会員として本会に入会することができる。
賛助会員の適用条項は別に定める。

4 本会への入会を希望する者は、本会の定める入会届を提出しなければならない。

5 本会を退会する者は、本会の定める退会届を提出しなければならない。

(部及び事業)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の部を置き事業を行う。

(1) 総 務 部 : 総合的な企画、渉外、連絡等にかかわる業務。

(2) 会 計 部 : 会計にかかわる業務。ただし、会館特別会計は除く。

(3) 福 祉 部 : 福祉の推進にかかわる業務。

(4) 体 育 部 : 健康増進・体力向上を図り、スポーツ振興に寄与する業務。

(5) 女 性 部 : 女性の生活、文化の向上に寄与する業務。

(6) 青少年育成部 : 青少年の健全な成長と情操の助長にかかわる業務。

(7) 衛 生 部 : 環境衛生にかかわる業務。

(8) 環 境 整 備 部 : 環境の整備、保全ならびに地域の安全にかかわる業務。

(9) 防 犯 防 火 部 : 防犯・防火および交通安全の推進にかかわる業務。

(10) 会 館 管 理 部 : 会館の管理・保全ならびに会館特別会計にかかわる業務。

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 : 1 名

(2) 副 会 長 : 若干名

- (3) 会 計 監 査 : 2 名
- (4) 部 長 : 各部 1 名
- (5) 副 部 長 : 各部 若干名
- (6) サ ポ ー タ ー : 必要部 若干名
- (7) ブ ロ ッ ク 長 : 数名
- (8) 班 長 : 各班 1 名
- (9) 副 班 長 : 必要班 若干名

(役員を選任)

第 6 条 役員は次の方法により選任する。

- (1) 会長・副会長ならびに会計監査は、総会で選任する。
- (2) 各部長・副部長は会長・副会長が協議のうえ選任する。
- (3) ブロック長は会長・副会長ならびに各ブロックの班長が協議のうえ選任する。
- (4) 班長・副班長は、各班ごと、会員の互選により選任する。

(役 員)

第 7 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 : 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副 会 長 : 会長を補佐し、会長事故ある時はその会務を代行する。
- (3) 会 計 監 査 : 会計事務を監査する。
- (4) 部 長 : 各部担当業務の推進を図る。
- (5) 副 部 長 : 部長に協力し運営に当たる。
- (6) サ ポ ー タ ー : 部長、副部長の業務を補助する。
- (7) ブ ロ ッ ク 長 : 複数班で構成するブロックを代表し、役員選考委員会など会長が招集するブロック長会議に参画する。
- (8) 班 長 : 執行役員会から付議された事項の審議並びに班員との連絡に当たる。
- (9) 副 班 長 : 班長に協力して運営に当たる。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、班長・副班長の任期については班内で決めることができる。

役員が任期途中で退任したとき、後任役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第 9 条 本会に顧問を置くことができる。

(会 議)

第 10 条 本会の会議は、総会、執行役員会、ブロック長会議ならびに拡大役員会とする。

(総 会)

第 11 条 総会は本会の最高議決機関で、定期総会及び臨時総会とし会長がこれを召集する。

- 2 総会は会員の1/3の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員は出席とみなす。
- 3 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 4 定期総会は毎年4月に開催し、次の事項について審議し議決する。
 - (1) 会長・副会長・会計監査の選任及び解任に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算報告に関すること。
 - (3) 事業計画及び収支予算案に関すること。
 - (4) 会則の改正に関すること。
 - (5) 本会運営に重要な事項。
- 5 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または班長の1/3以上から要望のあるときは、会長がこれを召集しなければならない。

(執行役員会)

第12条 執行役員会は、会長、副会長、部長及び副部長で構成し、会長がこれを召集する。

- 2 執行役員会は、業務の執行に必要な事項及び拡大役員会並びに総会に付議する事項等を協議する。

(ブロック長会議)

第13条 ブロック長会議は、会長、副会長ならびにブロック長で構成し、会長の諮問機関として次に関する協議を行う。

- (1) 役員の選考に関する事項。
- (2) その他町内会運営に関する事項。

(拡大役員会)

第14条 拡大役員会は、会長、副会長、部長、副部長及び班長、副班長で構成し、毎月第1水曜日とし、祝日その他の休日にあたるときはその都度定める。

- (1) 執行役員会から臨時総会開催要否等付議された事項を審議する。
- (2) 執行役員会から事業計画等の報告を受けて班員への伝達事項を確認する。
- (3) 各班の状況報告並びに要望等を提起する。

(会計)

第15条 本会の運営に要する経費は会費、臨時会費、寄付金、助成金およびその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会費は、一世帯当たり一か月400円とする。ただし、総会の決議により臨時会費を徴収することができる。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第16条 本会の会則の改正は、総会で決定しなければならない。

(表彰)

第17条 本会の発展に功績のあった者に対し、執行役員会の審議を経て表彰することができる。

附 則

1. 本会則は、昭和52年4月 1日から施行する。
2. 一部改正、昭和61年4月 1日から施行。
3. 一部改正、平成15年4月20日から施行。
4. 一部改正、平成19年4月22日から施行。(第4条・第5条)
5. 一部改正、平成22年4月18日から施行。(第4条(9)を削除)
6. 一部改正、平成30年4月15日から施行。(第1条、第4条から第8条、第10条から第14条まで改定、第15条は第14条第3項に追加、第16条は(新)第15条、第17条は改正のうえ(新)第16条、第18条は削除)
7. 一部改正、令和2年4月から施行。(第4条(9)(10)の文言補足)
8. 一部改正、令和5年4月23日から施行。(第13条、第14条の改正)
9. 一部改正、令和6年4月28日から施行(第3条、第5条～第7条)。
10. 一部改正、(令和8年4月26日から施行(第5条から第7条、第10条、第13条の追加)。

春の草刈りの実施要領

北ノ沢第三町内会
環境整備部 山口

日時	2026年5月24日(日)7:15~9:30程度 (車の交通量が少ない時間帯に実施)
集合場所	北ノ沢公園 広場(ベンチのあるところ)
集合時間	7:15
各自で準備する物	動きやすい服装、帽子、サングラス、防護メガネ等、軍手 (上記は各自必要とおもわれる道具をご準備ください)
その他	草取りヅメ、草抜き、鎌、電動草刈り機(バッテリー付き)等 各自慣れている道具があればお持ちください
町内会で準備する物	1. 軍手…人数分(集合時に配布、回収しません) 2. 竹ぼうき…10本程度 3. 小ぼうき…8本程度 4. ちり取り…12個 5. 電動草刈り機…1台+バッテリー及び 役員所有の草刈り機数台 6. 草抜きホー(立って草が抜ける道具)…10本 7. ボランティア袋…必要分 8. 飲み物…人数分
雨天時	5月31日(日)実施予定(5月24日(日)6:00判断・連絡)

【実施方法】

- ① 出席確認後写真撮影
- ② 担当区域はア)北ノ沢公園から川沿1条2丁目バス停に向かう谷側の歩道、
イ)北ノ沢公園側から、川沿1条2丁目へ向かう山側の歩道
ウ)北ノ沢公園から北ノ沢4丁目へ向かう谷側の歩道、
エ)北ノ沢公園~北ノ沢3丁目へ向かう山側の歩道の4区域とし、
4班にわかれ、草を刈りながら進んでいく(各班1台の車準備)

担当区域はおおよそ自分の家の近くの歩道を予定している
谷側、山側、どちらの方を刈るかは、ボランティアの参加希望状況による

- ③ 刈り取った草はボランティア袋に入れ、各ごみステーションの脇に置く
- ④ 現地解散(担当区域を指定しますので、担当区域の除草が完了次第現地解散)

※ 「草刈り実施中」の のぼり旗は8旗設置 6:00~

※ 質問は総務部まで「080-5213-5638」

防災資機材点検のご案内

風薫る 5 月、会員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、防災の基本は「自らを守ること」「備えること」が基本とされていますが、町内会館は防災資機材の保管場所となっています。これら資機材を災害時の自助、共助に役立てて頂くことを目的とした点検作業と勉強会を下記のとおり開催いたしますので、皆様のご参加をお待ちしております（定員 20 名、ブロック長は出席をお願いします）。

記

1. 実施日時・集合場所

令和 7 年 6 月 27 日（土）10：00～12：00（雨天決行）、町内会館にて

2. 当日のスケジュール

- 1) 会長挨拶
- 2) 作業内容の説明
- 3) 防災資機材点検（約 80 分、防災資機材の種類と保管場所について）
 - 防災資機材 A（初動対応資機材）の確認
 - 防災資機材 B（避難場所で利用する資機材）の確認
- 4) 防災への取り組みについて（約 30 分）
 - 災害時の避難経路について
 - 災害時の緊急連絡先
 - 「札幌市防災 DVD_今、あなたにできること」の紹介

3. 当日の服装・持ち物

- 1) 当日は清掃作業等が可能な、動きやすい服装での参加をお願いします。
- 2) 水作業用の「ゴム手袋」、捨てても構わない「雑巾 1 枚」を持参願います。

4. 参加申し込み方法など

- 1) 参加を希望される方は、申込用紙（別紙）に①所属班②参加者の氏名③連絡先（電話番号・メールアドレス）を記載の上、班長に提出をお願い致します。
- 2) 班長は、令和 7 年 6 月 3 日（水）拡大役員会までに提出願います（厳守）。
なお、定員 20 名を超えた場合は調整させていただくことが有りますので、予めご了承ください。
- 3) 不明の点は、防犯防火部長 森居 久【携帯:080-1890-1520、Mail:h.morii@river-bm.co.jp】までお尋ねください。

以上

北ノ沢第三町内会

6月27日（土）防災資機材点検 参加申込用紙

班 班長

•参加します

参加者の氏名	電話番号	メールアドレス	備考

•参加しません

※参加者がいない場合は、こちらに○をつけて下さい。

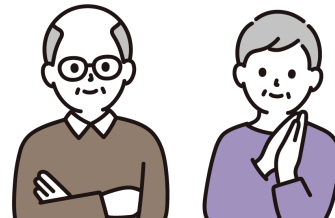
注；参加者がいない場合でも、6月3日（水）拡大役員会まで必ず提出願います！

（令和8年5月9日 防犯防火部長）

胃・大腸・肺がん検診 自覚症状がなくても! のおすすめ

今年も下記のとおりがん検診を実施します。
ご自宅近くで、お気軽&お得にがん検診を受けませんか？

☆ 検診日時 : 6月19日(金)
受付時間:午前9時~午前10時



☆ 会 場 : 藻岩北会館 (川沿2条2丁目5-50)

70歳以上の方等は無料です!
詳細は下記【共通留意事項】をご確認ください。

検査の種類	対象年齢 (検診日当日)	検査内容	料金 (検診日当日会場で支払い)
胃がん ※要予約	50歳以上で 原則偶数年の方 <small>※直前の偶数歳時に札幌市胃がん検診を受診していない場合 奇数歳の方は受診可能です。</small>	胃部エックス線検査 (バリウムを飲んでX線撮影)	1,300円
大腸がん ※要予約	40歳以上の方	便潜血検査(検便) (検診日にできるだけ近い、2日分の便を専用 容器に入れ当日持参)	400円
肺がん		胸部X線撮影 喀痰検査(問診結果により実施する場合あり)	無料 (喀痰検査の場合400円)

【予約方法】

胃がん・大腸がんの検査を希望される方は、うら面の申込書にご記入ください。
検診のお知らせ(詳細説明書類)と大腸がん検診キットを、後日お渡します。

【共通留意事項】

1. 氏名・年齢・住所が確認できる**本人確認書類**をお持ちください(運転免許証、マイナンバーカード等)。
2. 肺がんの検査のみを希望される方は、予約不要です。
3. 次の方は料金が免除となります。以下の書類をご用意ください。
 - ① 70歳以上の方・・・生年月日が確認できるもの本人確認書類
 - ② 65~69歳で後期高齢者医療制度に加入の方・・・後期高齢者医療被保険者証
 - ③ 生活保護を受けている方・・・生活保護受給証明書または生活保護世帯受診券
 - ④ 市民税非課税世帯の方・・・市民税課税証明書等
 - ⑤ 支援給付世帯の方・・・本人確認証
4. 検診結果は、約3週間~1ヶ月後に郵送されます。

〈検査内容や料金に係る問い合わせ先〉南保健センター(Tel:011-581-5211)

班長さんは、この用紙を 月 日()までに までお届け願います。

北ノ沢第三町内会
モルック交流会 年間計画

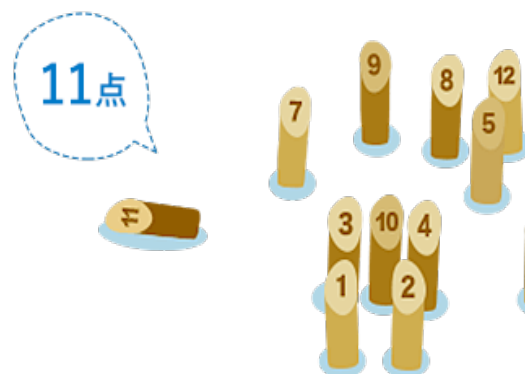
時間:10:00~12:00

会場:北ノ沢第三町内会館

4月19日(日)	11月22日(日)
6月21日(日)	12月20日(日)
7月19日(日)	2月21日(日)
8月16日(日)	3月21日(日)
9月20日(日)	(第三日曜) 体育部主催

大人も子どもも、家族で 皆で一緒に遊ぼう!

みんなで交流しよう!



公園で気を使いすぎ
ないで子どもが遊び
たいね

きたのさわ プレーパーク

水あそび、走りまわる
大きな紙、木工あそび
シャボン玉、工作
大すなばあそび
今日はなにをしようかな？

いるだけで
ぼーっとしていても
いいんだよ

令和8年5月17日(日)

6月6日(土)

6月28日(日)

7月12日(日)

8月8日(土)

じかん10:00~13:00

時間内はいつ来ても帰ってもOK♪



おえか木

ばしょ 北ノ沢公園

※たき火は特別に許
可をとっています



- ★参加費・予約はいりません。
- ★赤ちゃんから大人、シニアのかたまでどなたでも参加できます
- ★未就学児は保護者同伴で参加できます
- ★荒天の場合は中止とします 小雨決行

よごれてもいいふくそうで来てね
小さい子は着がえがあるといいね



ぜんぶぬった♪

プレーパーク(冒険遊び場)とは
 こどもの「やってみよう」という主体性を大
 事にしたあそび場です。
 「自分の責任で自分で遊ぶ!」
 決まったプログラムはないので自分のやって
 みたいことをして過ごしましょう
 会で用意した道具や材料は自由に使えます。
 みんなで楽しい遊び場にしましょう!

プレーパークは、子どものあそびを通した地
 域の場づくりをめざしています。
 遊び道具や工作の素材の寄付、用意や片付け
 などを手伝ってくださるかたを待っています

主催・プレーパークまこまない
問い合わせ先・080-5585-1086

共催・公益財団法人札幌市公園緑化協会

協力・北ノ沢第三町内会

HP→



☆この事業は札幌市プレーパーク推進事業の活動支援を受けています。プレーパークさっぽろHP→

☆毎月11日にマックスバリュ澄川店に設置される「幸せの黄色いレシートキャンペーン」を
 通して地域のみなさんからご支援をいただいています。レシート投函のご協力をお願いいたします





2026年度版

こんなときは
ここに連絡して下さい

所属班：
 班

班長名：
 さん

班長電話番号：
 -

2026年 4月1日

- ご近所の方が亡くなられた

班長に連絡 → **班長は総務部 桂に連絡**
080-5213-5638
- 資源ゴミの搬出でお困りの時

衛生部に連絡 → **野口 050-7118-8588**
- ゴミステーションの新設を希望したい

班長に連絡 → **班長は衛生部 野口に相談**
050-7118-8588
- 街灯が切れた

環境整備部に連絡 → **山口 080-5583-7084**
- 見守りが必要と思われる人がいる

福祉部に連絡 → **宮本 011-573-3810**
- 町内会館を利用したい

会館管理部に連絡 → **田中 011-571-1782**
- 町内会に要望がある

副会長 宮本 → **011-573-3810**
総務部 桂 → **080-5213-5638**
会長 鎌田 → **011-578-3831**
メール → **kita3iine@gmail.com**



町内会ホームページ
 ◀スマホの方

パソコンの方▼
<https://kitasan.official.jp>

デジタル回覧板

スマホの方▶

▼パソコンの方
<https://bit.ly/47bJ80e>

